

職業安定分科会（第 224 回）	資料 1 - 1
令和 8 年 5 月 15 日	

**労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱**



厚生労働省発職 0515 第 1 号  
令和 8 年 5 月 15 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充  
実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意  
見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正

- (1) 外国人雇用状況届出において、特定技能の在留資格をもって在留する外国人について、特定産業分野の届出を不要とする。
- (2) 外国人雇用状況届出において、特定活動の在留資格をもって在留する外国人について、法務大臣が当該外国人について特に指定する活動の届出を不要とする。
- (3) その他所要の改正を行う。

2 施行期日等

- (1) この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、1の（3）の一部については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。（附則第一条関係）
- (2) この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条関係）